

公務外等文書料の支給要綱の一部を改正する要綱

令和 3 年 5 月 7 日
伺 定

公務外等文書料の支給要綱（平成 21 年 3 月 24 日伺定）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「印」を削る（〔注意事項〕を除く。）。

様式第 2 号中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 7 日から施行する。